

参考人等に支給する旅費の取扱いについて（例規）

最終改正 令和5.3.8 例規務・会第8号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第223条第1項その他の法令の規定により、警察又は公安委員会の求めに応じて出頭した者（被疑者を除く。以下「参考人」という。）に支給する旅費の取扱いについては、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）及び京都府旅費条例施行規則（昭和31年京都府規則第45号）の規定に基づき支給しているところであるが、この度、この支給対象者の範囲を明確にするとともに支給事務の円滑を図るため、下記のとおり定めたから、事務処理上誤りのないようされたい。

記

1 支給対象者

旅費は、次のいずれかに該当する参考人及び当該参考人の関係者（以下「参考人等」という。）に対して支給するものとする。

(1) 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第102条第2項に規定する呼出簿（以下「呼出簿」という。）に記載した者で、次のいずれかに該当するもの

ア 犯罪の目撃者、犯罪死体、証拠品等の発見者又は犯罪事実若しくは犯人に関する情報の知得者で、犯罪の挙証のために必要なもの

イ 前記1の(1)のアに掲げる者のほか、犯罪捜査上必要な立会人、案内人等として協力を求めた者

ウ 被害者等で、事情聴取、検証（実況見分を含む。）等のため出頭を求めたもの

(2) 呼出簿に記載した者で、次のいずれかに該当するもの

ア 前記(1)の参考人の介助、付添い等のために出頭を求めた者

イ 前記(1)の参考人がやむを得ず随行させる親族等

(3) 聴聞等、公聴会又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求の審理を行う場合の参考人

2 支給の対象から除外する参考人等

旅費は、前記1にかかわらず、出頭すべき場所と住居又は勤務地が近距離で、かつ、経済的負担が少ないと認められる参考人等のほか、次のいずれかに該当する参考人等に対しては、支給しないものとする。

(1) 犯罪による被害の届出又は告訴若しくは告発をするために出頭した者

(2) 被害品の還付又は仮還付を受けるために出頭した者

(3) 旅費の支給を辞退する者

(4) 被疑者と共犯関係にある者その他当該犯罪等の嫌疑がある者

(5) 被疑者と参考人との関係その他の事情から判断して、旅費を支給することが社会通念上適切でないと認められる者

3 支給の方法

旅費の支給の方法は、原則として、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第67条に規定する資金前渡によるものとする。